

データ利活用とEBPMの推進



2024年10月 月例市長記者会見
配布資料1 政策開発部政策統計課

本市が保有する公共データの二次利用可能な形式での公開と利活用を促進するため、データ整備に取り組むとともに、EBPMのさらなる推進を図るため、職員の研修を実施します。

根拠

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）

（国及び地方公共団体等が保有する官民データの容易な利用等）

第11条 抜粋

国及び地方公共団体は、自らが保有する官民データについて、個人及び法人の権利利益、国の安全等が害されることのないようにしつつ、国民がインターネットその他高度情報通信ネットワークを通じて容易に利用できるように、必要な措置を講ずるものとする。

意義

オープンデータに取り組む意義

- ◆行政の高度化・効率化（EBPMとデータ利活用）
- ◆国民参加・官民協働の推進を通じた諸課題の解決、経済の活性化
- ◆透明性・信頼の向上（同じ情報をもとに対等な立場など）

オープンデータの定義（デジタル庁）

オープンデータの定義（オープンデータ基本指針 令和6年7月5日改正）

以下のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータ

- ① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用（加工・編集・再配布）可能なルールが適用されたもの
- ② 機械判読に適したデータ形式（**星3つ以上**）

PDF
★

Excel
★★

CSV, XML
★★★

RDF
★★★★

Linked-RDF
★★★

Web創始者ティム・バーナーズ・リーによる「5スターオープンデータの指標
公開レベル（機械判読のしやすさ）5段階」

- ③ 無償で利用できるもの

オープンデータの整備

- 1) **二次利用可能なデータ形式への変換**
各所属で公開しているデータのほとんどがPDFやExcel形式のためデータをCSV以上の形式へ変換
- 2) **デジタル庁が示す自治体標準データセット（正式版）の整備**
市独自で公表しているデータ項目に加え、自治体標準データセット（正式版）の項目の公開
- 3) **スケジュール（予定）**
 - ・11月 データ整備の職員向け説明会
 - ・12月～1月 各所属においてデータ準備
 - ・2月 順次WEB公開

職員研修

地域経済分析システム－RESAS－活用研修

【研修日時・場所】

- 1部 講義 令和6年11月28日（木） 特別会議室
 - ① 9:00～12:00（午前の部）
 - ② 13:30～16:30（午後の部）

- 2部 実践 研修終了後～令和7年2月中
 - ・研修終了後、テーマに沿って郡山市の現状について分析を行い、分析結果を経済産業省東北経済産業局へ提出（政策統計課経由）し、添削・助言等を受け分析内容にブラッシュアップを行います。

【対 象】 郡山市職員、こおりやま広域圏自治体職員

【講 師】 経済産業省東北経済産業局職員